



人とクルマを笑顔でつなぐ
住友三井オートサービス

オートリース Q&A



住友三井オートサービス



■Q1-オートリースとは？

Q1-1 オートリースとは何ですか？

A1-1

オートリースとは、お客さまが希望されるクルマを、リース会社がお客さまに代わって購入し、長期間一定のリース料で賃貸するシステムです。クルマを「所有しているのと同じように使用」できます。

Q1-2 オートリースとレンタカーの違いは何ですか？

A1-2

レンタカーの場合、一般的にはレンタカー会社の用意したクルマをそのまま選び、短期間借りることになります。オートリースの場合は、車種、グレード、装備、車体色などお客さまのご希望に応じたクルマを長期間ご使用いただけます。

	リース車	レンタカー
期間	長期(年単位,2年以上)	短期(時,日,週,月)
所有者名義	リース会社	レンタカー会社(リース会社の場合有り)
使用者名義	ご契約者(お客さま)	レンタカー会社
利用者	特定(ご契約者)	不特定多数のユーザー
ナンバープレート	区別無し	「わ」ナンバー(北海道「れ」)
利用料金	月額が割安	月額では割高
オプション	お客さまの要望通り	原則的に装備不可能

Q1-3 オートリースとオートローン、どこが違いますか？

A1-3

ローンは購入資金を借りることで、リースはクルマそのものを借りる方式です。オートリースには、クルマの所有者であるリース会社によるさまざまな付加価値が付いています。

Q1-4 どんなクルマでもリースできるのですか？

A1-4

あらゆる車種がご利用いただけます。国内メーカー・海外メーカーの乗用車、事業に不可欠なトラック、バン、バスはもちろん、福祉車両、特装自動車・フォークリフト・冷凍車といった特殊・大型自動車でもオートリースは可能です。カラー指定、ご希望のオプションの装着はもちろん、マーク・社名も入れることができます。

Q1-5 オートリースでは、クルマが届くまでの手続きの流れはどのようになりますか？

A1-5

「契約までの流れ」をご参照ください。



■Q1-オートリースとは？

Q1-6 ナンバープレートで、リース車とわかりますか？

A1-6

ナンバープレートは購入した場合と同じです。オートリースのクルマはレンタカーのように“わ”“れ”ナンバーになることはありません。自動車検査証(車検証)の使用者名義欄にお客さまのお名前が記載されます。※自動車検査証(車検証)の所有者名義はリース会社となります。

Q1-7 残価の金額設定はどのように決まりますか？

A1-7

リース終了後の中古車市場の車両価格を予測し、お客さまの使用状況によるクルマの痛み具合や走行距離、市場の人気度などを加味しながら設定します。当社独自の膨大なデータベースとノウハウから最適な残価設定をしております。

Q1-8 リース期間は自由に設定できるのですか？

A1-8

お客さまの社内規程や、クルマの車種・用途・使用年数や車検サイクルに合わせ、経済効率の良い期間をお選びいただけます。※ただし、一部税法上の制限があります。

Q1-9 個人の名義でリース契約することはできますか？

A1-9

はい、可能です。住友三井オートサービスにて「Carsma(カスマ)」というマイカーリースのメニューをご用意しています。詳しくは住友三井オートサービスの営業マンにお尋ねください。

Q1-10 オートリースのメリットを簡潔に教えてください

A1-10

クルマを所有すると、自動車ディーラー、整備工場、税務事務所、保険会社などとの間で煩雑な業務が発生します。

それらの業務を一元化でき、人的・資金的負担を大幅に削減できるのがオートリースです。大きく分類すると次のメリットがあります。

- ①アウトソーシングメリット
- ②安全・安心のご提供
- ③車両関連トータルコストメリット
- ④財務・経理メリット



■Q2-オートリースの満了および終了

Q2-1 リース期間が終わるとどうなりますか？

A2-1

1～2年の再リース契約の上、引き続き同じリース車をご利用されるか、あらたにリース契約の上、新車にお乗り換えができます。リース車をご利用されない場合には、リース期間終了後、当社までご返却いただきます。

Q2-2 リース期間終了によるリース車の返却時の注意点は何か？

A2-2

- ① リース車の引き取りは原則として、代替車両納入ディーラーもしくは陸送業者等の引取業者が行います。
- ② 車検証・自賠責証明書・メンテナンスノート・ジャッキ・スペアタイヤが搭載されていることをご確認の上、引取業者にお渡しください。
- ③ ご契約車両がスタッドレス(冬タイヤ)交換を含んでいる場合は、保管いただいているラジアル(夏タイヤ)若しくはスタッドレス(冬タイヤ)を搭載してご返却ください。ただし、タイヤ保管特約を含んでいる場合は、リース満了時あるいは中途解約時に当社にて廃棄処分します。
- ④ ガソリンカード・名刺などの車内置き忘れにご注意ください。引取後の発見が極めて難しくなります。
- ⑤ ご契約車両は、破損のない良好な状態でご返却ください。

Q2-3 残価設定の方法にオープンエンド方式とクローズドエンド方式があると聞いたのですが、違いは何ですか？

A2-3

オープンエンド方式とは、残価精算方式のことで、リース期間終了時に車両の残存価格を契約当初に設定したものと、満了時点での実勢価格との差をリース会社とお客さまで精算する方式です。クローズドエンド方式とは、リース契約終了後、車両の残存価格と物件の処分価格の差額のリスクをリース会社が負担し、お客さまに転嫁しない方式です。

いずれの方式でもリース契約終了後に引き続き車両をご使用される場合は、再リース契約をさせていただきます。再リース料はリース終了の前にお見積もりいたします。

Q2-4 リースが終わったらクルマは買い取れないのですか？

A2-4

原則、リース車をリース終了時にお買取することはできません。商談時にお客さまとの打合せにより、リース終了時にお客さまが設定残価で購入できる権利を契約書に明記した場合は、お買取は可能です。



■Q2-オートリースの満了および終了

Q2-5 クルマの年間再リース料は何で月額リース料相当額にならないのですか？

A2-5

オートリースの場合、一般物件のリースとは異なり、自動車税、重量税、自賠責保険料、メンテナンス費用および契約時にセットした残価を原価として積算しますので、契約毎に再リース料が異なります。再リース料はリース終了の前にお見積もりいたします。

なお、メンテナンス費用は一般的に年数とともに増加するため、新車に入れ替えた方がリース料が低くなる場合があります。

■Q3-リース車のメンテナンス・事故対応について

Q3-1 メンテナンスや事故の問い合わせは、どこにしたら良いですか？

A3-1

全国に15拠点あるCSC(カスタマーサポートセンター)の中から、最寄りのCSCへご連絡ください。メンテナンスリースでご契約の場合、「ドライバーズ・ガイドブック」を送付いたします。同ガイドブックには緊急時の対応などが掲載されていますので、車検証とともにクルマに搭載してください。

Q3-2 メンテナンスリースにはどんな内容が含まれていますか？

A3-2

メンテナンスサービスは、クルマの「走る」「曲がる」「止まる」という基本機能に特化した点検・整備を行います。

主に以下の内容が含まれます。

①継続車検整備、②法定点検整備、③スケジュール点検、④エンジンオイル及びフィルター交換、⑤その他油脂類交換・補充、⑥一般整備(部品・消耗品の交換含む)、⑦故障修理、⑧タイヤ交換(スタッドレスタイヤ交換も可能)、⑨バッテリー交換、⑩ロードサービス、⑪代車提供

Q3-3 メンテナンスサービスに含まれないものは何ですか？

A3-3

事故による部品交換や修理(縁石にぶつけたタイヤバースト、飛び石によるガラス破損も含まれます)。保険免責部分の修理費用。お客さまの過失によるトラブル処置費用。クルマ以外の架装部分の点検・修理。時間の経過で発生する腐食、劣化、退色・・・などです。



■Q3-リース車のメンテナンス・事故対応について

Q3-4 リース車の点検はどこで受ければいいですか？

A3-4

メンテナンスリースご契約車両は、あらかじめ設定した担当メンテナンス工場に対応します。メンテナンス契約内容の範囲であれば、リース中の車両をお持ち込みになるだけで別途費用はかかりません。ファイナンスリースご契約車両は、お客さまご自身でご手配いただきます。

Q3-5 メンテナンスリースにした場合、メンテナンス工場の設定はどのようになりますか？

A3-5

クルマの使用場所、使用車種などを考慮の上、当社の基準を満たした推奨工場をご紹介します。

Q3-6 遠隔地、土曜・休日・夜間、年末年始に故障や事故を起こした場合はどうすれば良いですか？

A3-6

メンテナンスリース契約のお客さまにつきましては、緊急時のフリーダイヤルサービスをご利用ください。

現場近くの整備工場、ディーラー工場、ロードサービスなどのご案内をします。

なお、高速道路内では、専用の非常電話をご利用いただき、係員の指示に従ってください。

Q3-7 オフシーズンで使用しないタイヤを保管してもらえますか？

A3-7

タイヤ保管サービスの特約を用意しております。交換時期に合わせて、担当メンテナンス工場へ配送します。タイヤ管理業務の軽減と、タイヤ保管コストの削減を実現します。

(※本サービスは、メンテナンスリース及びメンテナンス・マネジメント・サービスの特約としてお引き受けします)

Q3-8 車いす移動車のリフト等架装部分をメンテナンスに加えることはできますか？

A3-8

はい、可能です。福祉車両の架装部分の点検・修理を実施できる整備工場を担当工場に設定することで対応いたします。

詳細は住友三井オートサービスの営業マンにご相談ください。



■Q4-その他

Q4-1 リース期間中にリース料が変更されることはありますか？

A4-1

リース会社側の都合によりリース料を変更することはありません。

ただし、以下の理由などで費用の追加が見込まれる場合は、差額分をご請求させていただくことがあります。

- ①お客さまのご都合で、自動車の改造または備品の取り付けなどを、当社の上承のもとに行う場合。
- ② 法令の変更による自動車の仕様変更、整備、部品の追加など、リース料を構成する原価に著しい変動があった場合。
- ③ メンテナンス契約で、当初のメンテナンス項目に変更を生じた場合。
- ④ 自動車諸税・自動車保険・自賠責保険などの当初契約条件に変更があった場合。
- ⑤ リース契約期間の変更をした場合。

Q4-2 リース車の使用場所を変更したいのですが、何か手続きが必要ですか？

A4-2

リース契約内容や担当メンテナンス工場の変更手続きが必要になりますので、事前にリース会社へご連絡ください。また、車庫法および道路運送車両法により、新しい車庫の確保と車検証上の使用地登録変更が必要となります。通常の購入と同様、オートリースはリース車においてもクルマの登録時、車庫証明が必要となります。お客さまにて適切な保管場所の確保をお願いします。

Q4-3 社内の自動車事故を削減したいのですが。

A4-3

お客さまの自動車事故の実態に合った、安全運転マネジメント体制の確立および効果的な運用の実現に向け、現状の管理体制診断をします。多彩なソリューションツールから最適なものをご提供し、総合的に事故削減サポートします。

Q4-4 現在所有している車両の処分を検討しているのですが、対応は可能ですか？

A4-4

お客さまで不要になった余剰車両を当社が買い取りします。社名・看板は消去した上で転売します。また完了後は所有権移転後の車検証の写しを提出します。

Q4-5 現在所有しているクルマのメンテナンスだけをお願いできますか？

A4-5

はい、可能です。詳細は住友三井オートサービスの営業マンにご相談ください。

